

11月は「児童虐待防止推進月間」です

あなたしか気づいてないかも そのサイン、

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。毎年11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、県では児童虐待問題について関心を高めるため、集中的な広報活動を実施しています。

児童虐待の現状

令和4年度の県内児童相談所にお

る児童虐待相談対応件数（速報値）は2585件となっており、5年連続で過去最多を更新しています。虐待の種類では、心理的虐待が1921件（74.3%）で最も多く、次に身体的虐待が330件（12.8%）となっています。

児童虐待の背景

核家族の増加、地域のつながりの希薄化などの社会的要因や、家庭の経済

的困窮や社会的孤立、パートナーの暴力（DV）などの養育環境のリスクの増加が指摘されています。県内では子どもの貧困が深刻な状況にあること、ひとり親家庭や若年出産が多いことなどから、保護者が子育てに関する悩みを抱えやすい傾向があります。このような背景があつて、保護者が十分な支援を受けられず、社会における孤立を余儀なくされ虐待に至ることがある事実を社会全体で受けとめる必要があります。

児童虐待問題は、一組の親と子どもの問題として捉えては解決できません。家族全体の問題であり、また、一つの家族を取り巻く地域社会全体の問題であることから、学校や行政など、さまざまな分野の方々の協力なくして、虐待を早期発見することは困難です。

児童虐待と思ったら

児童虐待の防止等に関する法律は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに児童相談所など

に通告しなければならぬことを定めています。現に虐待を受けている子どもを発見したときはもちろんですが、虐待を受けているのではないかと感じたら、迷わず通告してください。

子育てなどに関する相談は、児童相談所のほか各市町村児童担当課などでも受け付けています。

窓口	電話番号	相談時間
中央児童相談所 (おきなわ子ども虐待ホットライン)	098-886-2900	24時間・365日
中央児童相談所(宮古分室)	0980-75-6505	8:30~17:15 (祝祭日、年末年始、慰霊の日を除く月~金)
中央児童相談所(八重山分室)	0980-88-7801	
コザ児童相談所	098-937-0859	月曜日~土曜日(9:00~22:00) ※相談時間外は「24時間ダイヤル」 0120-0-78310
県教育委員会 (親子電話相談室)	098-869-8753	
各市町村の担当窓口	各市町村児童担当課	各市町村によって異なります

児童虐待とは？ 児童虐待防止法では、保護者がその監督・保護する児童(18歳未満の者)に対して行う次のような行為と定めています。

- 身体的虐待**
 - 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる
 - 熱湯をかける、おぼれさせる
 - たばこの火を押しつける
 - 投げ落とす、逆さづりにする
 - 部屋の外に閉め出す
 - 意図的に子どもを病気にさせる など
- 心理的虐待**
 - 言葉で脅かす
 - 他の兄弟と著しく差別的な扱いをする
 - 児童を無視したり拒否的な態度を示す
 - 児童の心を傷つけるような言動をする
 - 配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るう など
- ネグレクト(養育の放棄・怠慢)**
 - 児童を家に残したままたびたび外出したり、車などに長時間放置したりする
 - 病気になるのに病院を受診させない
 - 下着などを替えさせず不潔なままにする
 - 適切な食事を与えない
 - 登校する意志がある児童を登校させない など
- 性的虐待**
 - 児童への性交、性的暴行
 - 性的行為の強要
 - 性器や性交を見せる
 - 児童ポルノの被写体にする など

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」は、すぐに通告・相談ができる全国共通の電話番号となっており、お近くの児童相談所につながります。

いちはやく
189
通話料無料

たとえ間違いであっても、通告者が責任を問われることはありません。また、通告を受けた市町村や児童相談所は、通告者を特定する情報を漏らしてはならないと法律で定められていますので、安心してお電話ください。

保護者の方へ

「子育てがうまくできずに自分を責めてしまう」、「イライラして、つい子どもに当たってしまう」、「周りに助けくれる人がいない」など、子育てに関して悩みを抱えていますか。ひとりでも悩まず、地域の子育て支援センター、市町村の担当窓口、児童相談所などに相談できます。適切なアドバイスを受けられるとともに、必要に応じた支援が受けられることがあります。勇気を出して相談してみてくださいか。

令和5年度子ども虐待防止講演会

子ども・子育てを支援し、子ども虐待のない社会を目指して

子どもも大人もしんどくない子育て ~子どもたちが教えてくれたこと~

講師: きしもとたかひろさん
(保育士・元放課後児童支援員)
日時: 11月3日(金・祝) 10:00~12:00



リモート開催

こころのケガを抱える子どもを理解する ~トラウマインフォームドケア~

講師: 野坂祐子さん
(大阪大学大学院 人間科学研究科教授)
日時: 11月12日(日) 14:00~16:00



リモート開催

子どもの権利を守るために ~虐待に至った親への支援~

講師: 森田ゆりさん
(エンパワメント・センター主宰)
日時: 11月26日(日) 10:00~12:00
会場: うるま市生涯学習・文化振興センター「ゆらてく」ホール



うるま市共催

申込締切: 各開催日の2日前 ※定員に達し次第締切

11月17日は「おきなわ子どもの権利の日」!

県では、沖縄の子どもたちの権利を守るために、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定し、令和2年4月に施行しました。

全ての子どもは次の社会を担うかけがえのない存在です。子どもを一人の人間として、また、権利の主体として尊重し、健やかな成長を保障することは社会全体の責務です。

大人の役割を考えよう!

子どもの権利を尊重し、虐待から守るためには、保護者だけでなく地域や行政が連携し、虐待の早期発見と、虐待防止の環境づくりに努めていかなければなりません。

● 条例第6条 (県民の責務)

県民は、子どもの権利についての理解を深めるとともに、虐待の防止や早期発見の協力を努めましょう。

● 条例第7条 (保護者の役割)

保護者は、子どもが心身ともに健やかに成長できるように努めましょう。また、どんな理由があっても体罰をしてはいけません。

● 4つの大切な子どもの権利

1 生きる権利

住む場所があり、防げる病気で命が奪われないこと。

2 育つ権利

勉強したり、遊んだりして、自分らしく育つことができること。

3 守られる権利

暴力やひどい扱いを受けることのないように守られること。

4 参加する権利

自由に発言したり、集まってグループを作ったりできること。

(参考) 公益社団法人ユニセフ協会 子どもの権利条約

普及啓発イベント

子どもの権利の普及啓発の一環として、RBCiラジオの人気番組「Bランチ」の公開放送が実施され、子どもの権利についてトークを行う予定です。

日時: 令和5年11月19日(日) 12:00~14:00

場所: イオンモール沖縄ライカム

「おきなわ子どもの権利の日」特設サイトは10月下旬から公開予定です。

問い合わせ 青少年・子ども家庭課 電話: 098-866-2174 FAX: 098-868-2402